

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	松本市 国民健康保険資格・給付に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松本市長

## 公表日

令和4年12月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務				
②事務の内容	<p>本市は、国民健康保険法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>なお、国民健康保険に係る事務として、主に以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険の加入、脱退、世帯変更届出等に基づき被保険者資格情報の管理</li> <li>2. 国民健康保険被保険者証の交付</li> <li>3. 高齢受給者証負担割合決定及び証の交付</li> <li>4. 限度額認定、標準負担額減額認定証の交付</li> <li>5. 特定疾病受療証の交付</li> <li>6. 高額療養費、療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費 等の支給</li> <li>7. レセプトの管理</li> <li>8. 医療機関情報の管理</li> <li>9. 口座情報の管理</li> <li>10. 他の法令による医療に関する給付との調整</li> <li>11. 一部負担金の減免等</li> <li>12. 保険給付の一時差止め</li> <li>13. 長野県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受</li> </ol> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>				
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国民健康保険・国保給付システム
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資格管理 国民健康保険資格の取得や喪失、その他世帯主変更など増減に伴い資格異動を行う。 世帯の所得による給付割合の判定を行う。</li> <li>2. 被保険者証 被保険者証・資格証明書の交付・発行管理を行う。</li> <li>3. 前期高齢者 前期高齢者の管理、高齢受給者証・限度額適用・標準負担額認定証の発行管理を行う。</li> <li>4. 標準負担 限度額適用・標準負担額認定証の発行管理を行う。</li> <li>5. 特定疾病 特定療養受療証の発行管理を行う。</li> <li>6. 長野県国民健康保険団体連合会へ送付する被保険者情報ファイルを作成し管理する。</li> </ol>

<p>②システムの機能</p>	<p>1. 給付システム 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータを自庁システムに取込み、資格確認等を行う。</p> <p>2. 各種支給管理</p> <p>①レセプト処理機能：連合会レセプト情報及び柔整分審査結果情報を管理する機能</p> <p>②療養費処理機能：療養費申請書類出力、申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>③高額療養費処理機能：高額療養費の計算、申請書の出力、支給処理を行う機能</p> <p>④出産育児葬祭費処理機能：出産育児一時金、出産育児受取代理、出産育児直接支払、葬祭費の通知、申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑤特定疾患処理機能：特定疾患対象者を管理する機能</p> <p>⑥一部負担金減免処理機能：一部負担金減免の管理(申請受付、通知書・証明書出力)機能</p> <p>⑦不当利得処理機能：不当給付の管理(通知、納付書、督促状、催告書出力)機能</p> <p>⑧第三者行為処理機能：第三者行為に該当する給付の申請受付、支給を行う機能</p> <p>⑨差額処理機能：差額支給申請書の出力、窓口での申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑩貸付処理機能：高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、支給処理を行う機能</p> <p>⑪高額介護合算療養費処理機能：高額介護合算療養費の申請受付、自己負担証明書出力、支給処理を行う機能</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 長野県国民健康保険団体連合会 国保総合(集約)システム、医療保険者 ) 等向け中間サーバー</p>
<p><b>システム2</b></p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>中間サーバー</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供記録等を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワーク(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険・国保給付システム )</p>

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対して、新規に付番する機能</li> <li>2. 統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する機能</li> <li>3. アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する機能</li> <li>4. 情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する機能</li> <li>5. 符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対して、符号生成依頼を行う機能</li> <li>6. 共通変換機能 業務システムから受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する機能</li> <li>7. オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険・国保給付システム )</p>
システム4	
①システムの名称	<p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資格継続業務 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</li> </ol> </li> <li>2. 高額該当回数引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</li> </ol> </li> <li>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</li> </ol> </li> </ol> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム          [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム          [ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム          [ ○ ] その他 ( 国民健康保険・国保給付システム )</p>
<p><b>システム5</b></p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>医療保険者等向け中間サーバー等</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。          医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能          ( i ) 資格履歴管理(評価対象)          ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。          ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。          ( ii ) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)          ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。          ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能          ( i ) 機関別符号取得(※2)(評価対象外)          ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。          ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。          ( ii ) 情報照会 及び ( iii ) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)          ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。          ( iv ) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)          ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。          ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能          ( i ) 個人番号取得 及び ( ii ) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外)          ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム          [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム          [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム          [ ○ ] その他 ( 国保総合(国保集約)システム )</p>

3. 特定個人情報ファイル名					
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国保給付特定個人情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番30 番号法 第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項				
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項) 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって、第二欄(事務)が「国民健康保険法」に基づく項 (42、43、44、45、121の項)  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  ・公金受取口座登録法 第2条第2項 ・公金受取口座登録法 第10条				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	松本市 健康福祉部 保険課				
②所属長の役職名	課長				
7. 他の評価実施機関					

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国保給付特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されており、個人番号を有する者及び住民基本台帳に登録されていない住登外者のうち、個人番号を有する者
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)します。</p> <p>1. その他識別情報(内部番号) 個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有します。(以降、宛名番号と表記)</p> <p>2. 基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有します。</p> <p>3. その他住民票関係情報 世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有します。</p> <p>4. 地方税関係情報 被保険者の自己負担割合等を判定するための所得情報を保有します。 支給等を判定するための所得情報を保有します。 納付の元となる調定情報を保有します。</p> <p>5. 医療保険関係情報 本事務を運用するための国民健康保険情報を保有します。 保険料を賦課するために必要とする国民健康保険資格情報等を保有します。 給付事務を運用するために必要とする国民健康保険資格情報等を保有します。</p> <p>6. 介護・高齢者福祉関係情報 高額介護合算の支給事務のため介護保険情報等を保有します。</p> <p>7. 生活保護・社会福祉関係情報 支給等を判定するための生活保護情報等を保有します。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活保護課、高齢福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構、デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村、後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 長野県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、給付に関する認定、支給決定	
④使用の主体	使用部署	保険課、市民課、西部福祉課、各支所・出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		入手した特定個人情報は、以下の国民健康保険事務の基礎情報として取得、確認、使用します。 (1) 国民健康保険の被保険者資格に関する事務 (2) 国民健康保険の給付に関する事務
	情報の突合	対象者からの申請、届出等に係る審査の際に、各種申請書等の記載内容を必要な限度において住民基本台帳情報、所得情報等と突合することで、適正な資格管理、保険給付を行います。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ]           <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 5) 件	
委託事項1		国民健康保険システムの資格・給付業務システムの運用保守
①委託内容	国民健康保険システムの資格・給付業務に関するシステムの運用保守業務委託を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		国民健康保険システムの入力事務
①委託内容	届出や通知に基づく住民記録システム(国民健康保険システム)への入力、保険証の発行	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

③委託先名		NTTネクシア株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
③委託先名		長野県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他 当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
<b>委託事項4</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
③委託先名		長野県国民健康保険団体連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する。)
④再委託の有無 ※		[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 34 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1のとおり)
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1のとおり)
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二に定める特定個人情報(別紙1のとおり)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	健康福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(松本市個人番号の利用に関する条例)
②移転先における用途	松本市福祉医療費給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に住所を有する被保険者で松本市福祉医療費の受給者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	依頼のあった都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 国保資格、台帳情報ファイル

1: 記号番号、2: 世帯コード、3: 記号番号取得日、4: 記号番号喪失日、5: 世帯区分、6: 退職有無、7: 滞納証適用状態、8: 滞納証変更理由、9: 滞納証適用開始日、10: 編集記号番号、11: 国保世帯メモ1、12: 国保世帯メモ2、13: 国保発行停止区分、14: 国保発行停止日、15: 宛名コード、16: 個人番号(※)、17: 構成員番号、18: 国保資格有無、19: 退職資格有無、20: 保険証区分、21: 資格区分、22: 取得情報、23: 取得日、24: 取得事由、25: 取得届出日、26: 喪失情報、27: 喪失日、28: 喪失事由、29: 喪失届出日、30: 退職区分、31: 退職該当情報、32: 退職該当日、33: 退職該当事由、34: 退職該当届出日、35: 退職非該当情報、36: 退職非該当日、37: 退職非該当事由、38: 退職非該当届出日、39: 遠隔証区分、40: 遠隔証該当情報、41: 遠隔証該当日、42: 遠隔証該当事由、43: 遠隔証該当届出日、44: 遠隔証非該当情報、45: 遠隔証非該当日、46: 遠隔証非該当事由、47: 遠隔証非該当届出日、48: 遠隔証有効期限、49: 公費区分、50: 公費負担該当情報、51: 公費負担該当日、52: 公費負担該当事由、53: 公費負担該当届出日、54: 公費負担非該当情報、55: 公費負担非該当日、56: 公費負担非該当事由、57: 公費負担非該当届出日、58: 公費負担有効期限、59: 公費負担世帯主宛名コード、60: 公費負担賦課軽減変更開始情報、61: 公費負担賦課軽減変更開始日、62: 公費負担賦課軽減変更開始届出日、63: 公費負担賦課軽減変更終了情報、64: 公費負担賦課軽減変更終了日、65: 公費負担賦課軽減変更終了届出日、66: 滞納証除外区分、67: 滞納証除外該当情報、68: 滞納証除外該当日、69: 滞納証除外該当事由、70: 滞納証除外該当届出日、71: 滞納証除外非該当情報、72: 滞納証除外非該当日、73: 滞納証除外非該当事由、74: 滞納証除外非該当届出日、75: 2号除外区分、76: 2号除外該当情報、77: 2号除外該当日、78: 2号除外該当事由、79: 2号除外該当届出日、80: 2号除外非該当情報、81: 2号除外非該当日、82: 2号除外非該当事由、83: 2号除外非該当届出日、84: 被保連番、85: 被保メモ1、86: 被保メモ2、87: 特定該当日、88: 特定非該当日、89: 社保区分、90: 社保記号番号、91: 社保保険者番号、92: 社保本人扶養区分、93: 社保本人氏名漢字、94: 社保事業所等名称、95: 登録日、96: 有効期限、97: 重要度コード、98: メモ区分コード、99: 異動担当者、100: 所得対象年度、101: 高齢者負担区分、102: 高齢者負担区分発効日、103: 高齢者負担区分判定事由、104: 高齢者負担区分判定日、105: 高齢者負担区分申請有無、106: 交付保険証情報、107: 交付保険証区分、108: 交付遠隔証区分、109: 交付保険証交付区分、110: 交付保険証交付日、111: 交付保険証有効期限、112: 交付保険証失効日、113: 交付保険証回収日、114: 高齢証情報、115: 高齢証区分、116: 高齢証交付区分、117: 高齢証交付日、118: 高齢証発効事由、119: 高齢証発効日、120: 高齢証有効期限、121: 高齢証失効日、122: 高齢証回収日、123: 高齢証発効日前負担割合、124: 減額証情報、125: 減額証区分、126: 減額証交付区分、127: 減額証交付日、128: 減額証発効事由、129: 減額証発効日、130: 減額証有効期限、131: 減額証失効日、132: 減額証回収日、133: 減額証長期入院該当日、134: タイムスタンプ日付、135: タイムスタンプ時刻、136: 証種別、137: 証区分、138: 発行連番、139: 無効フラグ、140: 交付区分、141: 交付日、142: 発効事由、143: 発効日、144: 失効事由、145: 失効日、146: 回収区分、147: 回収日、148: 行政区コード、149: 交付場所、150: 長期入院該当日、151: 発効日前負担割合、152: 同日連番、153: 被保最新フラグ、154: 状態フラグ、155: 国保被保メモータイムスタンプ日付、156: 国保被保メモータイムスタンプ時刻、157: 国保被保メモー被保メモ1、158: 国保被保メモー被保メモ2、159: 国保被保メモー社保区分、160: 国保被保メモー社保記号番号、161: 国保被保メモー社保保険者番号、162: 国保被保メモー社保本扶養区分、163: 国保被保メモー社保本人氏名漢字、164: 国保被保メモー社保事業所等名称、165: 国保被保メモー特定該当日、166: 国保被保メモー特定非該当日、167: 国保被保メモー登録日、168: 国保被保メモー有効期限、169: 国保被保メモー重要度コード、170: 国保被保メモーメモ区分コード、171: 国保被保メモー異動担当者、172: 国保被保メモー予備項目、173: 国保被保メモー利用者予備項目、174: 連番、175: 該当情報、176: 該当日、177: 該当事由、178: 該当届出日、179: 非該当情報、180: 非該当日、181: 非該当事由、182: 非該当届出日、183: 退職扶養者、184: 年金制度、185: 年金種類、186: 在留資格、187: 在留期限、189: 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、190: 券面記載の被保険者証記号、191: 券面記載の被保険者証番号、192: 券面記載の氏名(漢字)、193: 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、194: 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、195: 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、196: 被保険者証裏面への性別記載の有無、197: DV被害者等に関する自己情報不表示の申し出の有無、198: 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

2. 給付情報ファイル

1: 投入異動データ単位、2: 保険者番号、3: 投入番号、4: データ区分、5: レコード区分、6: 被保険者証記号、7: 被保険者証番号、8: 世帯番号、9: 表示用保険者番号、10: 表示用被保険者証番号、11: 市町村合併・旧番号情報\_新保険者変更日、12: 市町村合併・旧番号情報\_新保険者番号、13: 市町村合併・旧番号情報\_新被保険者証記号、14: 市町村合併・旧番号情報\_新被保険者証番号、15: 市町村合併・旧番号情報\_新世帯番号、16: 市町村合併・旧番号情報\_旧保険者変更日、17: 市町村合併・旧番号情報\_旧保険者番号、18: 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号、19: 市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号、20: 市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号、21: 市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日、22: 市町村合併・旧番号情報\_表示用旧被保険者証番号、23: 直近情報\_国保取得届出日、24: 直近情報\_国保取得年月日、25: 直近情報\_国保取得事由、26: 直近情報\_各県国保取得事由、27: 直近情報\_国保喪失届出日、28: 直近情報\_国保喪失年月日、29: 直近情報\_国保喪失事由、30: 直近情報\_各県国保喪失事由、31: 直近情報\_変更届出日、32: 直近情報\_変更年月日、33: 直近情報\_変更事由、34: 直近情報\_各県変更事由、35: 基本情報\_氏名(カナ)、36: 基本情報\_氏名(漢字)、37: 基本情報\_郵便番号(管理用)、38: 基本情報\_実施機関番号(管理用)、39: 基本情報\_住所コード(管理用)、40: 基本情報\_住所(管理用)、41: 基本情報\_番地(管理用)、42: 基本情報\_方書(管理用)、43: 基本情報\_電話番号(管理用)、44: 基本情報\_郵便番号(発送用)、45: 基本情報\_実施機関番号(発送用)、46: 基本情報\_住所コード(発送用)、47: 基本情報\_住所(発送用)、48: 基本情報\_番地(発送用)、49: 基本情報\_方書(発送用)、50: 基本情報\_電話番号(発送用)、51: 区分等\_世帯区分、52: 区分等\_世帯主区分、53: 区分等\_被保険者数、54: 区分等\_退職者本人数、55: 区分等\_退職者被扶養者数、56: 区分等\_退職者有無、57: 区分等\_所得区分(当年)、58: 区分等\_所得区分(前年)、59: 区分等\_所得区分(前々年)、60: 区分等\_高齢所得区分(当年)、61: 区分等\_高齢所得区分(前年)、62: 区分等\_高齢所得区分(前々年)、63: 区分等\_施設入所区分、64: 区分等\_住居地保険者番号、65: 区分等\_保険証回収日、66: 区分等\_適用除外承認日、67: 区分等\_滞納区分、68: 区分等\_旧世帯主個人番号(員番)、69: 統計\_世帯コード、70: 統計\_住所コード、71: 統計\_地区統計用コード、72: 統計\_行政区コード、73: 更新処理\_当月異動区分、74: 世帯異動履歴\_被保険者証記号、75: 世帯異動履歴\_被保険者証番号、76: 世帯異動履歴\_世帯番号、77: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保取得届出日、78: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保取得年月日、79: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保取得事由、80: 世帯異動履歴\_得喪情報\_各県国保取得事由、81: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保喪失届出日、82: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保喪失年月日、83: 世帯異動履歴\_得喪情報\_国保喪失事由、84: 世帯異動履歴\_得喪情報\_各県国保喪失事由、85: 世帯異動履歴\_得喪情報\_変更届出日、86: 世帯異動履歴\_得喪情報\_変更年月日、87: 世帯異動履歴\_得喪情報\_変更事由、88: 世帯異動履歴\_得喪情報\_各県変更事由、89: 世帯異動履歴\_基本情報\_氏名(カナ)、90: 世帯異動履歴\_基本情報\_氏名(漢字)、91: 世帯異動履歴\_基本情報\_郵便番号(管理用)、92: 世帯異動履歴\_基本情報\_実施機関番号(管理用)、93: 世帯異動履歴\_基本情報\_住所コード(管理用)、94: 世帯異動履歴\_基本情報\_住所(管理用)、95: 世帯異動履歴\_基本情報\_番地(管理用)、96: 世帯異動履歴\_基本情報\_方書(管理用)、97: 世帯異動履歴\_基本情報\_電話番号(管理用)、98: 世帯異動履歴\_基本情報\_郵便番号(発送用)、99: 世帯異動履歴\_基本情報\_実施機関番号(発送用)、100: 世帯異動履歴\_基本情報\_住所コード(発送用)、

101:世帯異動履歴\_基本情報\_住所(発送用),102:世帯異動履歴\_基本情報\_番地(発送用),103:世帯異動履歴\_基本情報\_方書(発送用),104:世帯異動履歴\_基本情報\_電話番号(発送用),105:世帯異動履歴\_区分等\_世帯主区分,106:世帯異動履歴\_旧世帯主個人番号(員番),107:世帯異動履歴\_異動届出日,108:世帯異動履歴\_異動年月日,109:世帯異動履歴終了識別子,110:投入異動データ単位,111:保険者番号,112:投入番号,113:データ区分,114:レコード区分,115:被保険者証記号,116:被保険者証番号,117:世帯番号,118:個人番号(員番),119:表示用保険者番号,120:表示用被保険者証番号,121:市町村合併・旧番号情報\_新保険者変更日,122:市町村合併・旧番号情報\_新保険者番号,123:市町村合併・旧番号情報\_新被保険者証記号,124:市町村合併・旧番号情報\_新被保険者証番号,125:市町村合併・旧番号情報\_新世帯番号,126:市町村合併・旧番号情報\_新個人番号,127:市町村合併・旧番号情報\_旧保険者変更日,128:市町村合併・旧番号情報\_旧保険者番号,129:市町村合併・旧番号情報\_当初保険者番号,130:市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証記号,131:市町村合併・旧番号情報\_旧被保険者証番号,132:市町村合併・旧番号情報\_旧世帯番号,133:市町村合併・旧番号情報\_旧個人番号1(員番),134:市町村合併・旧番号情報\_旧番号有効日,135:市町村合併・旧番号情報\_旧個人番号有効日,136:市町村合併・旧番号情報\_表示用旧被保険者証番号,137:直近情報\_国保取得届出日,138:直近情報\_国保取得年月日,139:直近情報\_国保取得事由,140:直近情報\_各県国保取得事由,141:直近情報\_国保喪失届出日,142:直近情報\_国保喪失年月日,143:直近情報\_国保喪失事由,144:直近情報\_各県国保喪失事由,145:直近情報\_退職続柄区分,146:直近情報\_退職該当届出日,147:直近情報\_退職該当年月日,148:直近情報\_退職該当事由,149:直近情報\_各県退職該当事由,150:直近情報\_退職非該当届出日,151:直近情報\_退職非該当年月日,152:直近情報\_退職非該当事由,153:直近情報\_各県退職非該当事由,154:直近情報\_変更届出日,155:直近情報\_変更年月日,156:直近情報\_変更事由,157:直近情報\_各県変更事由,158:直近情報\_保険証回収日,159:直近情報\_保険証回収事由,160:基本情報\_氏名(カナ),161:基本情報\_氏名(漢字),162:基本情報\_生年月日,163:基本情報\_性別,164:基本情報\_続柄,165:基本情報\_各県続柄,166:基本情報\_退職本人コード,167:基本情報\_本人との続柄,168:基本情報\_各県本人との続柄,169:基本情報\_郵便番号(管理用),170:基本情報\_実施機関番号(管理用),171:基本情報\_住所コード(管理用),172:基本情報\_住所(管理用),173:基本情報\_番地(管理用),174:基本情報\_方書(管理用),175:基本情報\_電話番号(管理用),176:基本情報\_郵便番号(発送用),177:基本情報\_実施機関番号(発送用),178:基本情報\_住所コード(発送用),179:基本情報\_住所(発送用),180:基本情報\_番地(発送用),181:基本情報\_方書(発送用),182:基本情報\_電話番号(発送用),183:区分等\_世帯主区分,184:区分等\_制度,185:区分等\_学遠該当,186:区分等\_施設入所区分,187:区分等\_住居地保険者番号,188:区分等\_自家診療医療機関コード,189:区分等\_給付割合,190:区分等\_国籍区分,191:区分等\_保険証回収日,192:区分等\_適用除外承認日,193:特例者\_資格証明区分,194:特例者\_長期区分,195:特例者\_原爆区分,196:特例者\_第三者区分,197:更新処理\_当月異動区分,198:通称名\_通称名(漢字),199:通称名\_通称名(カナ),200:通称名\_本名通称名区分コード,

201:特例該当\_特例該当年月日(75歳到達),202:特例設定処理年月(75歳到達),203:特例該当年月日(被扶養者),204:特例設定処理年月(被扶養者),205:介護保険被保険者番号,206:社会保障カード番号,207:得喪履歴\_被保険者証記号,208:得喪履歴\_被保険者証番号,209:得喪履歴\_個人番号(員番),210:得喪履歴\_表示用保険者番号,211:得喪履歴\_表示用被保険者証番号,212:得喪履歴\_世帯番号,213:得喪履歴\_資格取得喪失変更届出日,214:得喪履歴\_資格取得喪失変更年月日,215:得喪履歴\_資格取得喪失変更事由,216:得喪履歴\_各県異動事由コード,217:得喪履歴\_保険証回収日,218:得喪履歴\_保険証回収事由,219:得喪履歴終了識別子,220:個人異動履歴\_被保険者証記号,221:個人異動履歴\_被保険者証番号,222:個人異動履歴\_世帯番号,223:個人異動履歴\_個人番号(員番),224:個人異動履歴\_基本情報\_氏名(カナ),225:個人異動履歴\_基本情報\_氏名(漢字),226:個人異動履歴\_基本情報\_続柄,227:個人異動履歴\_基本情報\_各県続柄,228:個人異動履歴\_基本情報\_退職本人コード,229:個人異動履歴\_基本情報\_本人との続柄,230:個人異動履歴\_基本情報\_各県本人との続柄,231:個人異動履歴終了識別子,232:限度額適用履歴\_被保険者証記号,233:限度額適用履歴\_被保険者証番号,234:限度額適用履歴\_表示用保険者番号,235:限度額適用履歴\_表示用被保険者証番号,236:限度額適用履歴\_世帯番号,237:限度額適用履歴\_個人番号(員番),238:限度額適用履歴\_限度額適用区分,239:限度額適用履歴\_限度額適用認定証発効期日,240:限度額適用履歴\_限度額適用認定証有効期限,241:限度額適用履歴終了識別子,242:証管理履歴\_被保険者証記号,243:証管理履歴\_被保険者証番号,244:証管理履歴\_表示用保険者番号,245:証管理履歴\_表示用被保険者証番号,246:証管理履歴\_世帯番号,247:証管理履歴\_個人番号(員番),248:証管理履歴\_証区分,249:証管理履歴\_交付年月日,250:証管理履歴\_有効期限,251:証管理履歴\_発効期日,252:証管理履歴\_被保険者証\_世帯票\_個人票区分,253:証管理履歴\_高齢受給者証\_一部負担金の割合,254:証管理履歴\_標準負担額減額認定証\_長期入院該当年月日,255:証管理履歴\_特定疾病療養受療証\_自己負担限度額,256:証管理履歴\_特定疾病療養受療証\_認定疾病名コード,257:証管理履歴\_一部負担金減免等証明書\_証明区分,258:証管理履歴\_一部負担金減免等証明書\_割合,259:証管理履歴\_一部負担金減免等証明書\_期間\_開始年月日,260:証管理履歴\_一部負担金減免等証明書\_期間\_終了年月日,261:証管理履歴終了識別子,262:第三者履歴\_被保険者証記号,263:第三者履歴\_被保険者証番号,264:第三者履歴\_世帯番号,265:第三者履歴\_個人番号(員番),266:第三者履歴\_求償期間\_開始年月日,267:第三者履歴\_求償期間\_終了年月日,268:第三者履歴\_求償区分,269:第三者履歴終了識別子,270:保険者番号,271:保険者名,272:保険者名,273:一般世帯\_市町村,274:一般世帯\_組合,275:混合世帯,276:退職世帯,277:保険者番号,278:保険者名,279:保険者名,280:一般\_市町村,281:一般\_組合,282:一般\_70歳以上75歳未満(一般),283:一般\_70歳以上75歳未満(現役並み所得者),284:一般\_未就学者,285:退職被保険者,286:退職被扶養者,287:退職\_未就学者,288:前期高齢者(65歳以上75歳未満)

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国保給付特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の適切な情報入手が行えるように職員教育を徹底している。また、厳格な本人確認を行うことにより特定個人情報の入手を限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。</li> <li>・届出書等を代理人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、法定代理人の場合は、戸籍謄本等、任意代理人の場合には委任状等により代理権の確認を行います。また、代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により代理人の身元確認を行います。</li> </ul> <p>さらに、本人の個人番号カードの写し、本人の個人番号が記載された住民票の写し・記載事項証明書又はその写し等により本人の番号確認を行います。</p> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・紙媒体の届出は、事務処理の段階ごとに保管場所を決めており、漏えいや紛失を防止します。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>番号利用事務の申請書類などを受理した場合、受付担当者以外の第三者が確認を行うことで、正確な情報管理を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構築されています。(個人番号を物理的に表示しません)</li> <li>また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施しています。</li> <li>・国民健康保険システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施しています。</li> </ul> <p>＜国保総合PCにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>*ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用できる職員を限定し、生体認証及びパスワードによる利用者制限を行っている。</li> <li>・職員異動等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</li> <li>・システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全ての個人情報について、以下の内容を「個人情報の取扱いに関する特記事項」として契約書に添付し、委託事業者に順守させます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じる。</li> <li>2. 個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定める。</li> <li>3. 個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</li> <li>4. 業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</li> <li>5. 市の指示又は承諾があるときを除き、業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。ならびに複写し、又は複製してはならない。</li> <li>6. 市から貸与された、又は委託事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、契約が終了し、又は解除された後直ちに返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。</li> <li>7. 委託事業者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により市の承諾を得た場合は、この限りではない。</li> <li>8. 市は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託事業者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は委託事業者の事務所に立ち入ることができる。</li> <li>9. 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、本市の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	<p>具体的な方法</p>	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>		<p>書面により委託者の承諾を得た場合に限り、再委託を可能としている。また、再委託した場合には、再委託者の状況等について報告書を提出させています。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを松本市に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に松本市の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>		
<p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</p>		
<p>リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク</p>		
<p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p>	<p>[ 定めている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>		<p>具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備しており、他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っています。管理責任者がマニュアルどおりに運用されているかを確認します。</p>

その他の措置の内容	システム連携による移転・提供に関連する情報は全て履歴を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</b>		
1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行い、連携においては所属長の承認を得て行う。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間連携に限定された構築となっている。 2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間連携に限定された構築となっている。		
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
<b>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</b>		
リスクに対する措置の内容	1. 国民健康保険システムの運用における措置 番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>リスク2: 不正な提供が行われるリスク</b>		
リスクに対する措置の内容	1. 国民健康保険システムのソフトウェアにおける措置 ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
  - (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
  - (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
  - (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
  - (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
  - (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
  - (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データバックアップを毎日実施し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の個別入退室管理が施された部屋に設置した装置内にデータを保管する。装置へのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。</li> <li>・使用するサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新をしている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐためUPSを導入している。</li> <li>・バックアップ媒体、紙媒体については、施錠管理を行っている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
    - 特定個人情報については市民の届出等に基づき、管理情報を更新している。
  2. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
    - システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
- <国保総合PCにおける措置>
- ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
  - ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。
  - ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。
  - ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
  - ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。
- <取りまとめ機関における措置>
- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

8. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<p>・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。</p> <p>・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。</p> <p>・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。</p> <p>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についても情報セキュリティ研修を受講している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <p>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</p> <p>・教育頻度: 年間1回程度</p> <p>・教育方法: 集合教育</p> <p>・教育対象: 全職員</p> <p>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <p>・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</p> <p>・教育頻度: おおむね一年ごと</p> <p>・教育方法: 集合教育</p> <p>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</p> <p>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>		
10. その他のリスク対策			
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>			

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松本市健康福祉部保険課 〒 390-8620 長野県松本市丸の内3-7 Tel 0263-34-3203
②請求方法	松本市個人情報保護条例の規定により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松本市役所 健康福祉部 保険課 0263-34-3203
②対応方法	問い合わせ受付表を準備し、問い合わせ内容・対応の記録を残します。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和4年10月12日
②方法	担当課で作成した、業務フロー、情報資産取扱手順表、情報資産リスク評価シートなどを外部講師から指摘いただいた。
③結果	業務フロー、情報資産取扱手順表、情報資産リスク評価シートなどを見直し、松本市保険課における特定個人情報取扱規程の補強を行った。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保険課長 塚田 雅宏	保険課長 米山 順一	事後	平成29年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格継続業務と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための高額該当の引き継ぎ業務を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名		長野県国民健康保険団体連合会	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無		再委託する	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法		委託先(国保連)から再委託申請を受け再委託許諾を行う。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法		システム導入支援、運用テスト支援(マスク連携・資格関係・高額関係)、データセットアップなどを行う。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成29年4月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクに対する措置の内容		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリ		国保連合会における措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		国保総合PCにおける措置を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発及びサイバーセキュリティに関する教育・啓発を追加	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更であるため
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	①システムの名称 国民健康保険高額療養費給付(特定疾病)システム ②システムの機能 1. 高額療養費 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータに基づき高額療養費算定を行った結果を世帯・個人ごとに管理する。 2. 特定疾病受療証交付 交付台帳を管理する。 3. 支給管理 高額療養費などの支給結果を管理する。 4. 高額医療・介護合算 高額介護合算に関する自己負担額証明書の情報を管理する。	①システムの名称 国保給付システム ②システムの機能 1. 給付システム 長野県国民健康保険団体連合会のレセプトデータを自庁システムに取り込み、資格確認等を行う。 2. 各種支給管理 (1) 高額療養費の支給情報の管理 (2) 療養費の支給情報の管理 (3) 出産育児一時金、葬祭費等の支給情報の管理 (4) 返納金等の管理 (5) 差額支給情報の管理 3. その他 各種給付情報の問い合わせに対応	事前	平成30年度中に、国保給付システムを導入するため、システムの変更を行うもの
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	特定疾病に係る高額療養費給付業務	国保給付業務	事前	平成30年度中に、国保給付システムを導入するため、システムの変更を行うもの
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	特定疾病に係る高額療養費支給額計算(システム)	国保給付システム(保守)	事前	単機能システムではなく、総合パッケージを導入するもの
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	50人以上100人未満		事前	契約前のため未定
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社	未定	事前	契約前のため未定
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	現時点では、再委託しない方針
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により再委託の相手方、業務内容、期間、理由、相手方における責任体制及び管理責任者等について明らかにし、市の承諾を得なければならないと規定しています。		事前	現時点では、再委託しない方針
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑥再委託事項	高額療養費給付システムの運用保守		事前	現時点では、再委託しない方針
令和2年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	国民健康保険システム	システム2の国保給付システムを1の国民健康保険システムに統合し、国民健康保険・国保給付システムとして記載(内容は変更なし)	事後	委託先が決定したので統合した。
令和2年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		医療保険者等向け中間サーバー等を新たに記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	5件	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	(別添1)ファイル記録項目		オンライン資格確認等のための準備として、1国保資格、台帳情報ファイルの186以下の項目を追加	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		オンライン資格確認の準備等を追加して記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		様式変更箇所 オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 9. 従業者に対する教育・啓発		オンライン資格確認の準備等を記載	事前	令和2年7月から一部連携が始まる重要な変更内容であるため
令和2年3月25日	V 評価実施手続 1 基礎項目評価		評価実施の状況を記載	事後	
令和2年3月25日	V 評価実施手続 3 第三者点検(任意)		評価実施の状況を記載	事後	
令和3年1月25日	III リスク対策 2 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容	・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。	・届出書等を本人から受領する場合は、番号法施行規則に従って、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等により番号確認を行います。また、個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等により身元確認を行います。	事後	外部点検による指摘を受け再評価 令和2年5月から通知カードが廃止になったことに伴い、通知カードを削除した。
令和3年2月1日	V 評価実施手続 基礎項目評価 実施日	令和2年3月1日	令和3年2月1日	事前	定期的な再評価
令和3年2月1日	V 評価実施手続 第三者点検(任意)		評価実施の状況を記載	事前	定期的な再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	本市は、国民健康保険法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	本市は、国民健康保険法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	・法令の略称の統一 番号利用法→番号法 ・公金受取口座登録制度が開始されることに伴う修正
令和4年12月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項、別表第一 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第9条第1項 別表第一 項番30 番号法 第9条第2項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項 別表第一 項番30・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	・法令の略称の統一 番号利用法→番号法 ・「5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※」の項目との整合を図った。
令和4年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって、第二欄(事務)が「国民健康保険法」に基づく項(42、43の項) 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日)(内閣府/総務省/令第7号) 第25条、26条	番号法 第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項) 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって、第二欄(事務)が「国民健康保険法」に基づく項(42、43、44、45、121の項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公金受取口座登録法 第2条第2項 ・公金受取口座登録法 第10条	事前	・法令の略称の統一 番号利用法→番号法 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。 ・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構・デジタル庁)	事前	・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会するため
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	長野県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。) (長野県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	長野県国民健康保険団体連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事後	・略称記載の統一 長野県国民健康保険団体連合会→国保連合会
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(68)件	[○] 提供を行っている(34)件	事後	提供先一覧の整備を行ったため 別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「法」という。) 第19条第7号 別表第2に定められている提供先	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)	事後	・提供先一覧の整備を行ったため 別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法第19条第8号別表第二(別紙1のとおり)	事後	・提供先一覧の整備を行ったため 別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法 第19条第7号 別表第2に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1のとおり)	事後	・提供先一覧の整備を行ったため 別紙1に改めて記載した。 ・現時点までの番号法の条文ズレを見直した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	個人番号、4情報、医療保険給付関係情報	番号法第19条第8号別表第二に定める特定個人情報(別紙1のとおり)	事後	提供先一覧の整備を行ったため 別紙1に改めて記載した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入している(加入していた)者のうち、個人番号を有する者	本市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 別紙1		「別紙1」とおり新規に作成	事後	提供先一覧の整備を行ったため別紙1に改めて記載した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1		健康福祉部 障がい福祉課	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく条例(松本市個人番号の利用に関する条例)	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途		松本市福祉医療費給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③移転する情報		番号法別表第二の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④移転する情報の対象となる本人の数		1万人以上10万人未満	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		本市に住所を有する被保険者で松本市福祉医療費の受給者	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥移転方法		[○]庁内連携システム	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 国保給付特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度		依頼のあった都度	事後	移転先の記載を追加した。
令和4年12月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月1日	令和4年12月1日	事後	定期的な再評価
令和4年12月1日	V 評価実施手続 3. 第三者点検【任意】 ①実施日	令和1年8月8日	令和4年10月11日	事後	定期的な再評価